

〈2017年度修士論文要旨〉

子どもへの長期的支援の観点から見た子どもの 居場所事業の意義について

——京都市内の子どもの居場所事業の事例から——

木下 知子

I. 研究の背景と目的

1. 研究の背景

昨今、子どもの貧困が問題視され社会階層の固定化の進展への懸念、特に貧困家庭の子どもの問題の複雑化¹⁾が指摘されている。また、自殺予防の取り組みの広まりによりここ10年程の間に大人の自殺者数は減少しているものの、子どもの自殺は者数ほぼ横ばいと変化が見られない。自殺予防に対し、居場所や相談者の存在は有効であると考えられる。また、3rd Place という語もテレビ等で語られるようになり、2016年「子供の貧困対策の推進に関する大綱」が定められ、貧困家庭の子どもに対する食事提供を目的としたいわゆる子ども食堂や高校進学へのサポートとして学習会などの取り組みが行われている。

2. 研究の目的

本研究では、小学校就学の始期から満18歳に達するまでの子どもたちの現状を踏まえ、子どもたちが実際にいる場所であつ主観的にもいたい場所であり、学校のように制度化されておらず、子どもが主体的に学習方法や通所の有無を判断できる居場所（以下、「子どものフリースペース」という）について、京都市にある子どものフリースペースを事例に研究した。

行政による子どもの居場所事業の展開と民間ベースの先行事例の取り組みを分析することで、子どもの居場所事業の意義を明らかにするとともに、子どもの育ちに対する長期的支援の可能性を検討することを目的とする。

3. 既往研究の整理

先行研究において、高齢者や対象者を限定しないフリースペース、コミュニティカフェについて述べたものが多い。

子どもの居場所となるフリースペースは放課後の居場所や不登校児童の居場所、貧困対策として子ども食堂や学習会を行うフリースペースに発展し、子どもの居場所となるフリースペースの必要性というように発展してきたため、それぞれの事業に関する事例や子どもの育ちの中での子どものフリースペースの意義、地域とのつながりについて研究されたものがある。

また、世帯の年間収入と学力についての調査・研究もあり、世帯の年間収入が高いほど学校種別に問わず学習費の総額が高くなる傾向にある。その研究では、貧困家庭の子どもの学力が非貧困家庭の子どもの学力より相対的に低くなり、学習や高所得が得られる就労の機会を奪い、貧困家庭の子どもが自らの才能や希望を実現できないまま終わってしまうとすれば、日本にとって大きな損失であり、また、社会階層の固定化の進展が懸念されるとしている。

4. 研究の方法と対象

先行研究をもとに子どものフリースペースの意義を確認し、京都市内で長期的に子どものフリースペースを提供してきた3団体に聞き取りを行った。

II. 日本の子どもの置かれている現状

1990年から2010年まで日本の総人口は増え続けていたものの、子どもの人数は減り続け、総人口に占める割合も少なくなっている。

よく過ごす場所として自宅を上げる子どもは多いが、中学生の約8割の母親は就労しており家庭に
いる時間が短く、子どもが相談する時間をあまり持てないと考えられる。また、子どもの悩みの内容
も家庭内の問題もあり、なかなか親に相談することが難しいとも考えられる。99.1%の子どもは高校
に進学しているため所属する場を持っているが、家庭の中でも学校の中でも悩みを相談できない子ど
もが7人に1人以上おり、子どもの自殺者が全国で毎年500人ほどいる。20歳以上の者を対象にした
「自殺対策に関する意識調査」2016では趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めたり、
家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みをきいてもらったりすることで自殺を乗り越えたとする
ことが多かった。子どもにもいろいろな人と関わり、相談する相手のいるような場所を準備すること
で、自殺者数を減らし、死因の上位を占める自殺の割合を減らすことで子どもの死亡者を減らすこと
ができると考えられる。

Ⅲ. 行政・公的機関及び市民団体の子どものフリースペース設置・運営の取り組み

1. まちのフリースペースの役割
- 先行研究で、①自分の課題を直視したり、自分の居場所から地域・社会へ出ていく勇気と行動力を与
えたりするような心の拠り所としての役割、②フリースペース内での自発的な活動がコミュニティづく
りの萌芽となる役割、③新しい人間関係を構築する場としての役割があることが明らかになっている。
2. 先行研究から明らかにされた子どもたちの問題に関する「子どものフリースペースの意義」
- まちのフリースペースの役割に加え、他者との関わりや体験、成長するための居場所を提供する役
割がある。
- 先行研究では、子どもたちの実際にいる場所は、小学生では家族のいる場所が多く、学校段階が上
がるにつれて「家族以外の人がいる場所」「自分ひとりの場所」が増加するという発達変化が示され
たとしている。また、先行研究では、高校生では友人場面での「居場所」は家庭で得られにくくなっ
ている安心感をもたらしているという発達のな変化を報告しているものや、一つの「居場所」のみで
「居場所」から得られる心理的機能をすべて充足することは困難であることを確認したものがある。
3. 国及び地方公共団体による子どもの居場所づくりに関する政策の現状
- 「国及び地方公共団体による「子供の居場所づくり」を支援する施策調べ」(2017)を「子ども食堂
等」「学習支援」「放課後等の居場所の確保」「不登校・引きこもり対策」「親子を対象にした子育て支
援」「一般市民活動等」に分類し、施策数を把握したところ、子ども食堂や学習支援の場の開設にか
かる費用、放課後の居場所に関する事業が多くなっている。

Ⅳ. 京都市内における子どもの置かれている現状

1990年以降京都市の人口はほぼずっと増加しているが、子どもの人口は減り続けている。

放課後学び教室は全小学校に、児童館等の学童保育事業もほぼ全小学校区に設置されており、小学
生の居場所となる施設（児童館、学童保育所、放課後ほっと広場、地域学童クラブ事業）は歩いて行
ける範囲といえるほとんどの小学校区に設置されている。

中3学習会は市内で17か所、子ども食堂は23か所で実施されている。

V. 京都市内の子どもの居場所事業の事例調査と分析

聞き取り調査を行った団体を表にすると下記のようなになる。

	特定非営利活動法人「山科醍醐 こどものひろば」	特定非営利法人「子育ては親育 て・みのりのもり劇場」	フリースクールを実施する団体 (詳細掲載許可得られず)
事業所 所在地	京都市山科区	京都市右京区	
対 象	家庭に困難を抱えた子どもが多 い	ある意味熱心な保護者を持つ子 ども	不登校の子どもとその保護者

実施内容	子どもが必要としているサポートを実施（学習、食事、宿泊（家族からの分離された時間））	学校では体験できない“ほんまもん”の体験	不登校の子どもには居場所と学びの場を提供し、保護者には不登校児童を抱える家族の苦しみを共有する場を提供
スタッフ	有資格者はいない。かつての利用者に学生サポーターとして参加を呼びかけ、見守り、相談を継続。 大人のボランティアと学生サポーターや利用者とのパーソナルなつながりについて、許容。	子どものフリースペース事業には有資格者はいない。学生サポーターにも子どもたちと一緒に事業案を考えさせることで、子どもと学生サポーターの両方に、自分で考えさせる力をつける。	医師、教師、心理士等有資格者が中心。かつての利用者で学校卒業後なかなか就労できない者をアルバイトとして採用することを保護者に提案していた。

VI. 結論（子どものフリースペースの長期的支援という観点から見た意義）

まちのフリースペースの意義として、心の拠り所や内部の取り組みがコミュニティづくりを行う萌芽となること、新しい人間関係の構築が先行研究で明らかになっており、子どものフリースペース事業でも同様のことが言えると考えられる。それに加え子どものフリースペースでは、自分で考え自分で行動する力や社会へ出ていく力といった成長に係わる教育的プログラムや安全性の担保が必要となる。

京都市内の子どものフリースペース実施者における教育的プログラムにおいても、先行研究で明らかにされている中高生のフリースペースの成立要件である①非学校、②非家庭、③非指導、④受容、⑤見守り、⑥教育については、該当していることを確認できた。ただ、先行研究では非連携も要件とされていたが、いずれの団体でも学校・行政・大学等他団体との連携を行っていた。

特に困難な状況下にある子どもの支援を行う特定非営利法人「山科醍醐こどものひろば」やフリースクールを実施する団体においては、ヒアリング調査からかつて利用していた子どもを学生サポーター・スタッフとして手伝うように勧誘し、その活動の日常会話の中で生活状況や進学に伴う悩みを把握し、サポートを継続していることがわかった。

子どものサポートについて文部科学省は学校中心に据えているが、困難な家庭状況の中での子どもの育ちに対しそれらの問題の短期間での解決が難しいため、長期的な観点から子どもの見守り・支援をするシステムの一つとして子どものフリースペースの意義を見出すことができた。また、サポートを必要としている子ども一人ひとりに合わせたプログラミングの必要性がわかった。

注

- 1) 先行研究では、子どもの貧困について、経済問題、養育者の社会的孤立、子どもの障害（病弱・虚弱、身体障害、知的障害、発達障害、自閉症、言語遅滞等）、養育者のメンタルヘルスの問題（精神疾患、神経症、アルコール、薬物問題、人格障害等）、養育者の知的障害、DV といった質的に異なる困難が重なりあっているとされている。